

農地中間管理事業による熊本県農業法人協会会員法人への
農地の集積・集約化に関する協定書

熊本県農業公社（農地中間管理機構。以下「甲」という。）と熊本県農業法人協会（以下「乙」という。）とは、農林水産省及び熊本県を立会人として、農業法人を始めとする担い手の規模拡大、農用地の集団化、農業への参入促進等による農用地利用の効率化・高度化を図るために甲が推進する農地中間管理事業の利活用を促進するため、次のとおり協定を締結する。

(1) 甲は、現在推進している農地の集積及び集約化と甲による農地中間管理事業をさらに促進させるため、県内の遊休農地の所有者及び今後離農を検討している農地所有者に対し、甲の事業を周知徹底することに努めるとともに、地域の中核的担い手である乙の会員法人に対して、効率よくその利活用を促すよう努力する。

(2) 乙は、甲による農地中間管理事業の取組を支援するため、乙の会員法人に対して甲と連携し次の事項に取り組むよう呼びかけを行うこととする。

ア 本協定による事業を促進するために、乙の会員法人が現在利用する農地について、その利活用にかかる手続きをできる限り農地中間管理事業に移行し、甲の事業による農地集積・集約化の一層の加速化に資するよう努めること。

イ 自らの事業経営に影響がない限りにおいて、甲が借受けた農地について積極的に利活用するよう努めること。

ウ 分散^ば錯^さ圃^ぼの解消に向け、地域の担い手農業者や農業法人との協議及び協力を進めること。

エ アからウまでに掲げる事項に取り組むことを通じて、効率的な農地利用が進められるよう努力するとともに適正な農地利用を行うこと。

(3) 甲は、乙の会員法人が利用する農地について、当該農地を管轄する自治体等へ当該法人が甲から借り受けて利用している旨を伝え、各自治体等と協力して乙の会員法人の生産活動と地域農業との調和のとれた健全な発展が図られるよう努めるものとする。

(4) 甲及び乙は、本協定の内容を公表し、各地域や自治体を含め広く周知する。

(5) 本協定の履行に当たり、疑義を生じた場合は、甲、乙、誠意をもって協議、解決する。

(6) この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。なお、甲、乙のいずれかが期間満了の3か月前までに協定を更新しない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年期間を延長し、以後もこの例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年11月19日

甲 公益財団法人 熊本県農業公社
理事長

鷹尾 雄二 

乙 熊本県農業法人協会
会長

高森 省吾 

立会人 農林水産省 経営局 農地政策課
課長

栗原 秀忠 

立会人 熊本県農林水産部
部長

濱田 義之 